

セイヨウオオマルハナバチの許可基準が 変わりました(2019年9月より適用)



※クロマルハナバチの利用が推奨される本州・四国・九州が対象です(奄美以南と島嶼部を除く)

▼ここが変わります

1. 許可の対象となる方が以下の方に限られます

- ①これまで許可を得て利用していた方が、継続して利用する場合
(許可の更新)
- ②これまで許可を得て利用していた方の親族等が、
土地や施設とともに利用を引き継ぐ場合

新たに利用を
始めることは
できません!

2. 規模拡大には、理由書等の添付が必要になります

これまでよりも飼養数(巣箱の数)を増やすことを希望する場合は、
飼養等許可更新時に

「飼養数を増やさなければならない理由」

「すぐにクロマルハナバチに転換ができない理由」

を記した理由書とクロマルハナバチへの転換に向けた計画書の
添付が必要になります。

3. 2022年4月からは、 規模拡大も認められなくなります

既存の許可の更新や引き継ぐ場合も飼養数の増加は認められません。

さらに、将来的には、許可の範囲がさらに限定される可能性がありますので、
クロマルハナバチへの計画的な転換をお願いします。

外来生物法について、ご不明の点は、管轄の環境省地方環境事務所にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

北海道地方環境事務所 011-299-1950
釧路自然環境事務所 0154-32-7500
東北地方環境事務所 022-722-2876

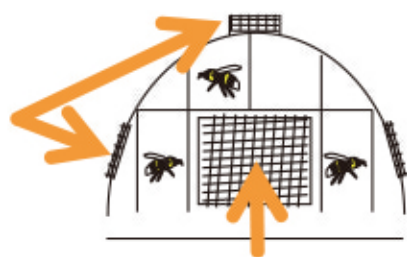
関東地方環境事務所 048-600-0817
中部地方環境事務所 052-955-2139
信越自然環境事務所 026-231-6573
近畿地方環境事務所 06-4792-0706

中国四国地方環境事務所 086-223-1561
四国事務所 087-811-7240
九州地方環境事務所 096-322-2413
沖縄奄美自然環境事務所 098-836-6400

許可を得た条件を守って、施設の管理を徹底してください

◎ ネットに隙間はありませんか？

天窗、側窓、換気扇など、隙間ができるところには忘れずにネットを張って下さい。



要注意ポイント！！

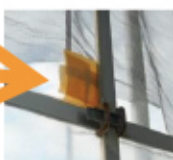
- ☞ ネットがあっても固定が甘く、隙間がある場合→途中で留めるなどして下さい
- ☞ ハウスと地面の間の隙間→土などで埋めて下さい
- ☞ パイプを通す穴も→パテなどで埋めて下さい



◎ ネットやビニールは破れていませんか？



定期的に点検し、破損はすぐに補修して下さい。



要注意ポイント！！

- ☞ 老朽化、作業中にぶつかった、悪天候のあと等…
- ☞ ハウスの骨組の裏など見落とし易いところもチェック！

◎ 出入り口は二重になっていますか？

戸+戸、戸+ネット、ネット+ネットなどにより二重にして下さい。

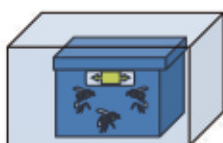
出入りの際に開け放されることがないように！

要注意ポイント！！

- ☞ ネットはあっても、地面まで長さが足りないのは✕！
- ☞ ネットはあっても、邪魔になるからと、まとめて上げていては✕！



◎ 巣箱を運ぶときには、二重囲いにしていますか？



ハチの入った巣箱をハウスの外で一時的に運ぶ場合は、別の箱や袋など二重に囲った状態で！

◎ 標識(許可の概要)を掲出していますか？

必ず許可の標識を掲出して下さい。

- ☞ 許可を更新した場合は、新しい有効期限が表示されたものに！



◎ 許可数量を守っていますか？

許可証に記載の数量は、「同時に使える巣箱の上限の数」。この数を超えてはいけません！

複数のハウスで1つの許可をとっている場合、各ハウス毎に認められている数ではないので注意！

(例) 許可数量 2

群(巣箱)の場合



セイヨウオオマルハナバチを使い終わったら… ハウス内でビニール袋で蒸し込むなど

ハチを確実に処分・廃棄し、絶対に野外に放たないで下さい！